

大分県地域防災計画修正案

新 旧 対 照 表

事故等災害対策編	第1部 総則 P1 第3部 共通する災害応急対策 P2 第4部 共通する災害復旧・復興 P18 第5部 各種災害対策 P21
----------	--

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第1部 総則

改正前	改正後
第1章 計画の目的 第2節 計画の性格と内容 (略) なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立 するため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。	第1章 計画の目的 第2節 計画の性格と内容 (略) なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立 するため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者や<u>子ども・若者など</u>の参画に配慮するものとする。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
第2章 活動体制の確立 第1節 組織 2 災害発生時における県の組織体制 (3) 災害対策本部 (二) 処理すべき主な事項 b. 総合調整室の主な処理事務 (略) ・原子力災害時の放射線防護措置実施に係る指揮及び全体調整 f. 各部の主な事務処理 【福祉保健医療部】 (略) ・原子力災害時の医療チーム及びスクリーニングチームの派遣 5 九州地方整備局関係災害対策組織 (1) 大分河川国道事務所災害対策支部	第2章 活動体制の確立 第1節 組織 2 災害発生時における県の組織体制 (3) 災害対策本部 (二) 処理すべき主な事項 b. 総合調整室の主な処理事務 (略) ・原子力災害時の防護措置実施に係る指揮及び全体調整 f. 各部の主な事務処理 【福祉保健医療部】 (略) ・原子力災害時の医療チーム及び避難退域時検査チームの派遣 5 九州地方整備局関係災害対策組織 (1) 大分河川国道事務所災害対策支部

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
□ 組織 (2) 佐伯河川国道事務所災害対策支部 □ 組織	□ 組織 (2) 佐伯河川国道事務所災害対策支部 □ 組織

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編
第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
(3) 延岡河川国道事務所災害対策支部 口 組織	(3) 延岡河川国道事務所災害対策支部 口 組織

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前				改正後			
支部長 (事務所長)	事務班 副支部長 (事務副所長)	【総務課】 課長 課長代行	総務課 総務課長 総務係長	事務班 副支部長 (事務副所長)	【総務課】 課長 課長代行	総務課 総務課長 総務係長	
		【経理班】	総務課 建設専門官 専門官		【経理班】	総務課 建設専門官 専門官	
		【用地課】 課長 課長代行	用地課 用地課長 建設専門官		【用地課】 課長 課長代行	用地課 用地課長 建設専門官	
	河川班 副支部長 (河川副所長)	【電気通信班】 課長 課長代行	調査第一課 (電気通信係) 専門職		【電気通信班】 課長 課長代行	流域治水課 (電気通信係) 専門職	流域治水課長 専門職
		【機械班】 課長 課長代行	工務第一課 (機械係) 工務第一課長 機械係長		【機械班】 課長 課長代行	工務第一課 (機械係) 工務第一課長 機械係長	
		【河川管理班】 課長 課長代行	河川管理課 河川管理課長 専門職		【河川管理班】 課長 課長代行	河川管理課 河川管理課長 専門職	
		【調査第一課】 課長 課長代行	調査第一課 (電気通信係を除く) 専門官		【調査第一課】 課長 課長代行	流域治水課 (電気通信係を除く) 専門官	流域治水課長 専門官
		【工務第一課】 課長 課長代行	工務第一課 (機械係を除く) 工務第一課長 工務係長		【工務第一課】 課長 課長代行	工務第一課 (機械係を除く) 工務第一課長 工務係長	
		【延岡出張所】 課長 課長代行	延岡出張所 延岡出張所長 管理第二係長		【延岡出張所】 課長 課長代行	延岡出張所 延岡出張所長 管理第二係長	
	道路班 副支部長 (道路副所長)	【電気通信班】 課長 課長代行	調査第一課 (電気通信係) 専門職		【電気通信班】 課長 課長代行	流域治水課 (電気通信係) 専門職	流域治水課長 専門職
		【機械班】 課長 課長代行	工務第一課 (機械係) 工務第一課長 機械係長		【機械班】 課長 課長代行	工務第一課 (機械係) 工務第一課長 機械係長	
		【道路管理課】 課長 課長代行	道路管理課 道路管理課長 上席専門職		【道路管理課】 課長 課長代行	道路管理課 道路管理課長 上席専門職	
		【工務第二課】 課長 課長代行	工務第二課 工務第二課長 工務係長		【工務第二課】 課長 課長代行	工務第二課 工務第二課長 工務係長	
		【調査第二課】 課長 課長代行	調査第二課 専門官		【調査第二課】 課長 課長代行	計画課 専門官	計画課長 専門官
		【延岡国道維持出張所】 所長 所長代行	延岡国道維持出張所 延岡国道維持出張所長 管理第三係長		【延岡国道維持出張所】 所長 所長代行	延岡国道維持出張所 延岡国道維持出張所長 管理第三係長	
		【延岡高速道路維持出張所】 所長 所長代行	延岡高速道路維持出張所 延岡高速道路維持出張所長 管理第二係長		【延岡高速道路維持出張所】 所長 所長代行	延岡高速道路維持出張所 延岡高速道路維持出張所長 管理第二係長	
		監督官			監督官		

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
(5) 山国川河川事務所災害対策支部 □ 組織 <pre> graph TD BC[支部長
(事務所長)] --> GAC[総務班長
(総務課長)] BC --> RC[河川班長
(調査・品質確保課長)] BC --> PBC[副支部長
(事・技副所長)
(事業対策官)] PBC --> RMC[河川管理班長
(管理課長)
副班長
(建設専門官)] PBC --> DMC[ダム管理班長
(ダム管理課長)
副班長
(専門官)] PBC --> OCC[現地対策班長
(中津出張所長)] GAC --> GS[総務課] RC --> IQS[調査・品質
確保課] RMC --> M[管理課] DMC --> DM[ダム管理課] OCC --> NK[中津出張所] </pre> 1 1 NTT 西日本 (株) 大分支店災害対策本部 (2) 組織 <pre> graph LR BC[本部長
(支店長)] --> DCS[災害対策室長
(設備部長)] DCS --> GC[各班
(NTT西日本グループ)] </pre> 1 2 KDD I (株) 九州総支社 (現地対策室) (2) 組織 <pre> graph LR OCS[現地対策室長
(総支社長)] --> T3[第3非常
参集要員] T3 --> GCS[各部・センター・支店
(部長等)] </pre>	(5) 山国川河川事務所災害対策支部 □ 組織 <pre> graph TD BC[支部長
(事務所長)] --> GAC[総務班長
(総務課長)] BC --> RC[河川班長
(流域治水課長)] BC --> PBC[副支部長
(事・技副所長)
(事業対策官)] PBC --> RMC[河川管理班長
(管理課長)
副班長
(建設専門官)] PBC --> DMC[ダム管理班長
(ダム管理課長)
副班長
(専門官)] PBC --> OCC[現地対策班長
(中津出張所長)] GAC --> GS[総務課] RC --> RBW[流域治水課] RMC --> M[管理課] DMC --> DM[ダム管理課] OCC --> NK[中津出張所] </pre> 1 1 NTT 西日本 (株) 大分支店災害対策本部 (2) 組織 <pre> graph LR DCH[災害対策本部長
(支店長)] --> DCDH[災害対策副本部長
(設備部長)] DCDH --> GC[各班
(NTT西日本グループ)] </pre> 1 2 KDD I (株) 九州総支社 (現地対策室) (2) 組織 <pre> graph LR OCS[現地対策室長
(総支社長)] --> ORM[現地対策室
要員] ORM --> GCS[各部・センター・支店] </pre>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
(略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	(略) <u>1 4 ソフトバンク株式会社</u> (1) 設置の基準 災害が発生し又は発生するおそれがあるとき (2) 組織 エリア復旧本部 (本部長または統括部長) — 関連部署長 — 対応要員 (3) 設置場所 ソフトバンク（株）九州地方管轄 技術部門 事業所内 (4) その他の事項は、内部規程に定めるところによる。 <u>1 5 楽天モバイル株式会社</u> (1) 設置の基準 災害が発生し又は発生するおそれがあるとき (2) 組織 BCP 管理本部長 ————— 各地域リエゾンリーダー (3) 設置場所 楽天モバイル（株）本社災害対策本部 (4) その他の事項は、内部規程に定めるところによる。 <u>1 4</u> 日本放送協会大分放送局災害対策本部 <u>1 6</u> 日本放送協会大分放送局災害対策本部

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<u>1.5</u> 九州電力㈱大分支店非常災害対策本部 (2) 組織 <pre> graph TD A[本店 非常災害対策総本部 (対策総本部)] --- B[大分支社 非常災害対策本部 (対策本部)] A --- C[各営業所 非常災害対策部 (対策部)] B --- D[対策本部長 (支社長)] D --- E[対策副本部長 (副支社長) (送配電統括 センター長)] E --- F[総括班] E --- G[復旧班] E --- H[広報・ 情報発信 班] E --- I[支援班] E --- J[予備班] </pre>	<u>1.7</u> 九州電力㈱大分支店非常災害対策本部 (2) 組織 <pre> graph TD A[本店 非常災害対策総本部 (対策総本部)] --- B[大分エリア 非常災害対策本部 (対策本部)] A --- C[各事業所 非常災害対策部 (対策部)] B --- D[対策本部長] D --- E[対策副本部長] E --- F[総括班] E --- G[復旧班] E --- H[広報班] E --- I[支援班] E --- J[予備班] </pre>
<u>1.6</u> 市町村の災害対策組織 <u>1.7</u> その他の機関の災害対策組織	<u>1.8</u> 市町村の災害対策組織 <u>1.9</u> その他の機関の災害対策組織
第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達 3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制 (2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例（知事的意思決定、県民への呼	第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達 3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制 (2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例（知事的意思決定、県民への呼

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後																								
びかけ・周知のために必要な情報) (ハ) 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集 〔収集〕 医療活動に係わる応援要請の判断基準となる情報であり、総合情報調整室情報収集班が次のルートから収集するとともに、福祉保健部医療政策課にあっては「<u>大分県</u>広域災害・救急医療情報システム」を積極的に活用し、情報収集を行う。 第5節 災害救助法の適用及び運用 4 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び期間 (略) <table><tr><th>救助の種類</th><th>対 象</th><th>期 間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>実費弁済</td><td>災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの</td><td>救助の実施が認められる期間内</td><td>時間外勤務手当て及び旅費は別に定める額</td></tr></table> 第8節 防災ヘリコプターの運用体制の確立 6 緊急運航要請に係る手続 (2) 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村、消防一部事務組合の長が防災航空管理者に対し行うものとする。 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立	救助の種類	対 象	期 間	備 考	(略)	(略)	(略)	(略)	実費弁 済	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当て及び旅費は別に定める額	びかけ・周知のために必要な情報) (ハ) 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集 〔収集〕 医療活動に係わる応援要請の判断基準となる情報であり、総合情報調整室情報収集班が次のルートから収集するとともに、福祉保健部医療政策課にあっては「広域災害・救急医療情報システム(<u>EMIS</u>)」を積極的に活用し、情報収集を行う。 第5節 災害救助法の適用及び運用 4 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び期間 (略) <table><tr><th>救助の種類</th><th>対 象</th><th>期 間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>実費弁済<u>償</u></td><td>災害救助法第8条第2項及び災害救助法施行令第4条に規定するもの</td><td>救助の実施が認められる期間内</td><td>時間外勤務手当て及び旅費は別に定める額</td></tr></table> 第8節 防災ヘリコプターの運用体制の確立 6 緊急運航要請に係る手続 (2) 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村、消防一部事務組合の長が、<u>運航責任者を經由して運航</u>管理責任者に対し行うものとする。 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立	救助の種類	対 象	期 間	備 考	(略)	(略)	(略)	(略)	実費弁 済 <u>償</u>	災害救助法第8条第2項及び災害救助法施行令第4条に規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当て及び旅費は別に定める額
救助の種類	対 象	期 間	備 考																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
実費弁 済	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当て及び旅費は別に定める額																						
救助の種類	対 象	期 間	備 考																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
実費弁 済 <u>償</u>	災害救助法第8条第2項及び災害救助法施行令第4条に規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当て及び旅費は別に定める額																						

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
1 自衛隊の災害派遣 (略) 自衛隊指定部隊の長は、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認める場合に部隊等を派遣できる。 第10節 他機関に対する応援要請 1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。 県は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要請するものとする。 (略) <u>(新設)</u> (23) 緊急給水車による支援活動に関する契約書 (24) 災害時における生活必需物資の供給に関する協定 (25) 災害時における食料の調達に関する協定 (26) 災害時における木材物資の調達に関する協定 (27) 災害時における県民生活の安定に関する基本協定 (28) 災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給に関する基本協定 (29) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 (30) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 (31) 災害時における緊急作業等に関する協定 (32) 土砂災害防止のための活動に関する協定 (33) 大分県産業廃棄物処理の応援に関する協定	1 自衛隊の災害派遣 (略) 自衛隊指定部隊の長は、災害派遣の要請を受け、<u>緊急性・非代替性・公共性の3つの要件を総合的に判断し</u>、事情やむを得ないと認める場合に部隊等を派遣できる。 第10節 他機関に対する応援要請 1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。 県は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要請するものとする。 (略) (23) <u>災害時の臨床検査技師の支援活動に関する協定</u> (24) 緊急給水車による支援活動に関する契約書 (25) 災害時における生活必需物資の供給に関する協定 (26) 災害時における食料の調達に関する協定 (27) 災害時における木材物資の調達に関する協定 (28) 災害時における県民生活の安定に関する基本協定 (29) 災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給に関する基本協定 (30) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 (31) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 (32) 災害時における緊急作業等に関する協定 (33) 土砂災害防止のための活動に関する協定 (34) 大分県<u>災害</u>廃棄物処理の応援に関する協定

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後																		
(34) 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定 (35) 災害時における相互連携に関する協定書 (36) 災害時における車両等の移動協力に関する協定 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第3節 避難の指示等及び誘導 2 避難指示等の基準 (2) 避難指示等の情報伝達 (略) ロ 災害対応支援システムで入力した避難指示等の情報は、自動的に各種メールで一斉配信を行うことにより、確実な伝達を行う。 第5節 救急医療活動 2 主な機関の救急医療活動 <table><tr><td>機関名</td><td>発災 (緊急対策)</td><td>72 時間 (応急対策)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>(新設)</u></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災 (緊急対策)	72 時間 (応急対策)	(略)			<u>(新設)</u>			(35) 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定 (36) 災害時における相互連携に関する協定書 (37) 災害時における車両等の移動協力に関する協定 <u>(38) 災害時における被災者支援等に係る連携・協力に関する協定</u> <u>(39) 発災時における被災者支援の協力に関する実施要領</u> <u>(40) 災害時における洗濯環境の提供に関する協定</u> <u>(41) 災害時における車両の貸与及び給電等に関する協定</u> 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第3節 避難の指示等及び誘導 2 避難指示等の基準 (2) 避難指示等の情報伝達 (略) ロ 災害対応支援システムで入力した避難指示等の情報は、自動的に各種メール<u>等</u>で一斉配信を行うことにより、確実な伝達を行う。 第5節 救急医療活動 2 主な機関の救急医療活動 <table><tr><td>機関名</td><td>発災 (緊急対策)</td><td>72 時間 (応急対策)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>大分県臨床検査技師会</u></td><td><u>○医療救護活動の実施</u> →</td><td></td></tr></table>	機関名	発災 (緊急対策)	72 時間 (応急対策)	(略)			<u>大分県臨床検査技師会</u>	<u>○医療救護活動の実施</u> →	
機関名	発災 (緊急対策)	72 時間 (応急対策)																	
(略)																			
<u>(新設)</u>																			
機関名	発災 (緊急対策)	72 時間 (応急対策)																	
(略)																			
<u>大分県臨床検査技師会</u>	<u>○医療救護活動の実施</u> →																		

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
4 救急医療活動の実施 (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣 ロ 福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したとき、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院に対し医療救護班の派遣を、災害支援ナース協定医療機関に対し災害支援ナースの派遣を、大分県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を、大分災害リハビリテーション推進協議会に対しJ R A Tの派遣を要請する。 医療救護班、災害支援ナース、<u>及び薬剤師班及びJ R A T</u>は互いに連携し、被災地内での現場活動や医療救護所及び避難所等において医療救護活動を行う。 (略) 6 関係機関が実施する措置 <u>(新設)</u> 第6節 消防活動 3 県における措置 (1) 消防現場の状況把握 総合調整室応急対策調整班は、要消防現場の状況把握を行う情報の収集については第2章第5節「<u>災害情報・被害情報の収集・伝達</u>」参照<u>。</u>	4 救急医療活動の実施 (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣 ロ 福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したとき、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院に対し医療救護班の派遣を、災害支援ナース協定医療機関に対し災害支援ナースの派遣を、大分県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を、大分災害リハビリテーション推進協議会に対しJ R A Tの派遣を、<u>大分県臨床検査技師会に臨床検査技師の派遣</u>を要請する。 医療救護班、災害支援ナース、薬剤師班、<u>J R A T</u> <u>及び臨床検査技師</u>は互いに連携し、被災地内での現場活動や医療救護所及び避難所等において医療救護活動を行う。 (略) 6 関係機関が実施する措置 <u>(9) 大分県臨床検査技師会の措置</u> 大分県臨床検査技師会は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。 第6節 消防活動 3 県における措置 (1) 消防現場の状況把握 総合調整室応急対策調整班は、要消防現場の状況把握を行う。<u>情報</u>の収集については「<u>第2章第5節災害情報・被害情報の収集・伝達</u>」<u>を参</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
(2) 応援の必要性と応援要請先について検討 総合調整室統括スタッフ会議は、(1) 及び市町村（消防機関）からの応援要請を基に応援の必要性と応援要請先について検討する。県内の消防力をもって対応が不可能と認める場合は、<u>知事</u>は消防組織法（昭和 22 年第 226 号）第 44 条に基づき緊急消防援助隊の出動を要請する<u>ものとする</u>。 (3) <u>応援</u>の受け入れ方法についての検討 <u>緊急消防援助隊の受援計画に記載されている各消防本部管内の進出拠点及び到達ルート、野営可能地点から災害状況に応じて次により迅速に選定する。</u> イ 交通ルートの検討 <u>受援・市町村支援室広域受援助班は、(2) において応援が必要と判断された場合、「第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に基づき把握された交通情報から、応援隊の受け入れルートを検討する。（緊急消防援助隊等受入に伴うルート確保（国、県道等の損壊状況及び通行可能状況の収集）について検討）</u> ロ 応援隊の集結場所、活動拠点の検討 <u>受援・市町村支援室広域受援助班は、応援隊の現地での集結場所、活動拠点について、市町村等とも協議するなどして検討を行う。</u> (4) 応援（派遣）要請 <u>(1) ～ (3) を踏まえ、総務班は、次のイ及びロ、受援・市町村支援室広域受援班はハ、総合調整室応急対策調整班はニ、県警本部はホの関係機関に対して応援（派遣）要請を行う。なお、応援（派遣）要請の通信手</u>	<u>照のこと。</u> (2) 応援の必要性と応援要請先について検討 総合調整室統括スタッフ会議は、(1) 及び市町村（消防機関）からの応援要請を基に応援の必要性と応援要請先について検討する。県内の消防力をもって対応が不可能と認める場合は、<u>消防保安室</u>は消防組織法（昭和 22 年第 226 号）第 44 条に基づき緊急消防援助隊の出動を要請する。 (3) <u>緊急消防援助隊</u>の受け入れ方法についての検討 <u>(2) において緊急消防援助隊の出動を要請した場合は、大分県緊急消防援助隊の受援計画に基づき消防応援活動調整本部を設置する。</u> イ 交通ルートの検討 <u>消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊等受入に伴うルート確保（国、県道等の損壊状況及び通行可能状況の収集）について検討する。</u> ロ 応援隊の集結場所、活動拠点の検討 <u>消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊の現地での集結場所、活動拠点について検討を行う。</u> (4) <u>緊急消防援助隊以外</u>の応援（派遣）要請 <u>(2) において、緊急消防援助隊以外に応援（派遣）要請すると判断された場合は、総務班は次のイ、消防保安室はロ及びハ、県警本部はニの関係機関に対して応援（派遣）要請を行う。なお、応援（派遣）要請の通信</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
段は、「第2章 第3節 通信手段の確保」による。 イ <u>被災地外県内消防本部（県内応援隊）</u> ロ <u>自衛隊（第2章第10節に基づく）</u> ハ <u>九州・山口各県</u> ニ <u>消防庁（緊急消防援助隊等）</u> <u>（注）空中消火が必要な場合は、消火薬剤等は関係機関の提供するものを使用する。</u> ホ <u>他の都道府県警察災害派遣隊等</u> 第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動 5 避難所の運営管理 （6）避難所の生活環境への配慮 （略） 県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、<u>保健活動</u>チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健医療福祉活動チームが円滑に活動できるよう調整する。 第6節 医療活動 2 医療救護活動の実施 （1）保健医療福祉調整本部 保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の	手段は、「第2章 第3節 通信手段の確保」による。 イ <u>自衛隊（第2章第10節に基づく）</u> ロ 消防庁（緊急消防援助隊を除く） ハ <u>被災地外県内消防本部（県内応援隊）</u> （注）空中消火が必要な場合は、消火薬剤等は関係機関の提供するものを使用する。 ニ <u>他の都道府県警察災害派遣隊等</u> 第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動 5 避難所の運営管理 （6）避難所の生活環境への配慮 （略） 県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、<u>保健師等</u>チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健医療福祉活動チームが円滑に活動できるよう調整する。 第6節 医療活動 2 医療救護活動の実施 （1）保健医療福祉調整本部 保健医療福祉活動チームの派遣調整、<u>保健医療福祉活動に必要な物資支</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うため、保健医療福祉調整本部を設置する。 (2) 医療救護班等の派遣・調整 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき、又は、市町村が確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときには、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班の派遣を要請するほか、大分県看護協会、及び大分県薬剤師会 <u>及び</u> 大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。 第10節 住宅の供給確保等 [本節に基づく県の主要な活動] <u>○住宅ニーズの把握＜福祉保健部福祉保健企画課、応急社会基盤部対策応急住宅対策班、地区災害対策本部被災者救援班・社会基盤対策班＞</u> <u>□り災世帯の住宅ニーズの把握</u> <u>□住宅ニーズへの対応方針の決定</u> ○応急仮設住宅の建設 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> □建設用地・資機材、技術者等の確保＜社会基盤対策部応急住宅対策班、地	<u>援の調整、傷病者の搬送調整、</u>保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うため、保健医療福祉調整本部を設置する。 (2) 医療救護班等の派遣・調整 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき、又は、市町村が確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときには、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班の派遣を要請するほか、大分県看護協会、及び大分県薬剤師会、<u>大分災害リハビリテーション推進協議会 <u>及び</u> 大分県臨床検査技師会</u>等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。 第10節 住宅の供給確保等 [本節に基づく県の主要な活動] <u>(削除)</u> ○応急仮設住宅の建設 <u>□住宅被害状況の情報収集・把握＜福祉保健部福祉保健企画課、社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班、市町村＞</u> <u>□災害救助法の適用決定＜福祉保健部福祉保健企画課＞</u> □建設用地・資機材、技術者等の確保＜社会基盤対策部応急住宅対策班、地

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
区災害対策本部社会基盤対策班＞ □<u>入居世帯</u>の決定＜福祉保健部福祉保健企画課＞ ○その他の住宅対策の実施＜社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞ □公営住宅<u>の空き部屋調査</u> 3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置 (略) <u>(2) 住宅ニーズの把握</u> <u>イ 社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部被災者救援班・社会基盤対策班は、市町村と協力して住宅を失った世帯の住宅ニーズを把握する。</u> <u>ロ 社会基盤対策部応急住宅対策班は、把握した住宅ニーズへの対応方針を決定する。</u> (3) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保 イ 応急仮設住宅の供与 (略) (4) その他住宅の供給あつせん措置 (略) ニ その他、被災者の住宅の確保のため必要に応じて次の対策を講じる。	区災害対策本部社会基盤対策班＞ □<u>建設地・供給戸数</u>の決定＜福祉保健部福祉保健企画課＞ ○その他の住宅対策の実施＜社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞ □<u>使用可能な公営住宅の空き部屋調査・民間賃貸住宅の情報収集</u> 3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置 (略) <u>(削除)</u> (2) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保 イ 応急仮設住宅の供与 <u>「大分県応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に定める役割分担及び業務手順に基づき、市町村と連携して応急仮設住宅の供給・管理を実施する。</u> (略) (4) その他住宅の供給あつせん措置 (略) ニ その他、被災者の住宅の確保のため必要に応じて次の対策を講じる。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班はその総合調整を行う。 (イ) 公営住宅の空き部屋調査 第6章 林野火災対策 第2節 林野火災予防 3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (4) 消防力の強化 イ 県のとるべき措置 (略) (ロ) 県は、林野火災用消防資機材を整備するものとする。 第3節 林野火災応急対策 3 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動 (2) 消火活動 ホ (略) また、ヘリコプターの運航調整等を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。	社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班はその総合調整を行う。 (イ) 公営住宅・<u>民間賃貸住宅</u>の空き部屋調査 第6章 林野火災対策 第2節 林野火災予防 3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (4) 消防力の強化 イ 県のとるべき措置 (略) (ロ) 県は、林野火災用消防資機材を整備する<u>とともに、大型ヘリ等の活動基盤について情報収集等に努める</u>ものとする。 第3節 林野火災応急対策 3 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動 (2) 消火活動 ホ (略) また、ヘリコプターの運航調整等を行うとともに、<u>応援要請に先立ち、大型ヘリ等の活動拠点を選定するほか、</u>地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。<u>また、ヘリコプターの散水能力に応じ応援部隊の活動区域や役割分担の調整を行うものとする。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 共通する災害復旧・復興

改正前					改正後				
第1章 災害復旧・復興の基本方針 (略) その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。					第1章 災害復旧・復興の基本方針 (略) その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者 <u>やこども・若者</u> の参画を促進するものとする。				
第2章 公共土木施設等の災害復旧					第2章 公共土木施設等の災害復旧				
3 国土交通省等の権限代行制度 ○県は、港湾施設において、非常災害が発生した場合、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、 <u>又は</u> 生ずるおそれがある場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。					3 国土交通省等の権限代行制度 ○県は、港湾施設において、非常災害が発生した場合、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、 <u>若しくは</u> 生ずるおそれがある場合 <u>又は緊急輸送のために寄港する船舶の集数が著しく増加することが見込まれる場合は</u> 、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。				
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要					第4章 被災者支援に関する各種制度の概要				
第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援					第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援				
2 農林漁業者に対する資金貸付（常時対応可能）					2 農林漁業者に対する資金貸付（常時対応可能）				
支援の種類	融資				支援の種類	融資			
支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸与を行う。 1 株式会社日本政策金融金庫				支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸与を行う。 1 株式会社日本政策金融金庫			
	資金名	資金の使い途	貸与限度額	償還期間		資金名	資金の使い途	貸与限度額	償還期間
	農林漁業セ	災害により被害を受けた農林	一般：600万円	<u>1.0</u> 年以内（うち3年以内の据		農林漁業セ	災害により被害を受けた農林	一般：600万円	<u>1.5</u> 年以内（うち3年以内の据

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 共通する災害復旧・復興

改正前					改正後				
	ーフティネ ット資金	漁業経営の再建 に必要な資金を 融資	特認：年間経 営費の6／1 2又は年間粗 収益の6／1 2のいずれか 低い額	置可能)		ーフティネ ット資金	漁業経営の再建 に必要な資金を 融資	特認：年間経 営費の6／1 2又は年間粗 収益の6／1 2のいずれか 低い額	置可能)
	(略)								
	2 農協・漁協等					2 農協・漁協等			
	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間		資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
	(略)					(略)			
	農業経営負 担軽減支援 資金	既往債務の負 担を軽減する ための負債整 理資金を融資	営農負債の残 高	1 <u>5</u> 年以内 (う ち3年以内の据 置可能)		農業経営負 担軽減支援 資金	既往債務の負 担を軽減する ための負債整 理資金を融資	営農負債の残 高	1 <u>0</u> 年以内 (う ち3年以内の据 置可能) <u>特認 15年以 内(うち3年以 内の据え置き可 能)</u>
	漁業近代化 資金	災害により被 災した漁船、 漁業用施設等 の復旧のため	<u>1,800</u> <u>万円～3.</u> <u>6億円</u>	<u>15</u> 年以内 (う ち3年以内の据 置可能)		漁業近代化 資金	災害により被 災した漁船、 漁業用施設等 の復旧のため の資金を融資	<u>①20t以 上漁船資金 借受者、法 人・団体で ある水産養</u>	<u>漁船の場合最長 20年以内、漁 業用施設の場合 15年以内(う ち3年以内の据</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 共通する災害復旧・復興

改正前					改正後				
		の資金を融資						殖業者： 3. 6 億円 ② 2 0 t 未 満漁船資金 借受者、漁 業用施設資 金借受者、 漁業法人 等：9, 0 0 0 万円 ③その他の 個人：1, 8 0 0 万円	置可能)

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
第6章 林野火災対策 第2節 林野火災予防 1 林野火災に強いまちづくり (略) <u>県及び</u>市町村は、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとする。 県及び市町村は、林野火災防止のため、大分県高度情報ネットワークシステム、市町村防災行政無線等を利用し、大分地方气象台と連携のうえ、<u>特別</u>警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。 第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策 I 放射性物質事故対策 第3節 放射性物質事故応急対策 1 災害情報の収集伝達 (1) 放射性降下物に対する一般的な周知事項 放射性降下物は、空気中に浮遊して、人体に付着したり、直接又は間接に人間の口などを通じて体内に侵入し、<u>各臓器に沈着して放射線を出し、人体に悪影響を与える。</u>	第6章 林野火災対策 第2節 林野火災予防 1 林野火災に強いまちづくり (略) 市町村は、<u>気象</u>警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとする。<u>また、林野火災発生を未然に防ぐため、必要に応じて林野火災注意報及び林野火災警報を発令する。</u> 県及び市町村は、林野火災防止のため、大分県高度情報ネットワークシステム、市町村防災行政無線等を利用し、大分地方气象台と連携のうえ、警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。<u>また、SNSでの発信やマスメディアへの情報提供、防災行政無線による一斉放送等多様な広報手段により、林野火災予防の重要性や注意報・警報の発令状況の周知に連携して取り組むものとする。</u> 第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策 I 放射性物質事故対策 第3節 放射性物質事故応急対策 1 災害情報の収集伝達 (1) 放射性降下物に対する一般的な周知事項 放射性降下物は、空気中に浮遊して、人体に付着したり、直接又は間接に人間の口などを通じて体内に侵入し、<u>経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受ける。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編
第5部 各種災害対策

改正前	改正後
(5) 放射性物質事故災害情報伝達系統図 放射性物質事故災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。 7 防災業務関係者の安全確保 <u>放射性物質事故に従事した防災業務関係者</u>が属する組織は、当該職員の被ばく線量を適切に把握し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。	(5) 放射性物質事故災害情報伝達系統図 放射性物質事故災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。 7 防災業務関係者の安全確保 <u>被ばくの可能性のある環境下で事故対応に従事する者</u>が属する組織は、当該職員の被ばく線量を適切に把握し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策 Ⅱ 原子力災害対策 第1節 各機関の処理すべき事務又は業務 1 大分県 (1) 大分県 (略) ヘ <u>放射性物質事故</u>を想定した総合的な防災訓練の実施 (略) ヲ <u>医療救護</u>活動（安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査、健康相談、被ばく者の受入れ等）の実施、応援要請（DMAT）等 (2) 警察本部（公安委員会） (略) ハ <u>放射性物質事故</u>を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力 2 市町村 (1) 市町村 (略) ニ <u>放射性物質事故</u>を想定した総合的な防災訓練への協力、参加 (略) ヌ <u>医療救護</u>活動（安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査、健康相談等）の実施及び調整 (2) 消防本部（公安委員会） (略)	る。 第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策 Ⅱ 原子力災害対策 第1節 各機関の処理すべき事務又は業務 1 大分県 (1) 大分県 (略) ヘ <u>原子力災害</u>を想定した総合的な防災訓練の実施 (略) ヲ <u>原子力災害医療</u>活動（安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査、健康相談、被ばく者の受入れ等）の実施、応援要請（DMAT）等 (2) 警察本部（公安委員会） (略) ハ <u>原子力災害</u>を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力 2 市町村 (1) 市町村 (略) ニ <u>原子力災害</u>を想定した総合的な防災訓練への協力、参加 (略) ヌ <u>原子力災害医療</u>活動（安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査、健康相談等）の実施及び調整 (2) 消防本部（公安委員会） (略)

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
ニ <u>放射性物質事故</u>を想定した総合的な防災訓練への協力、参加 3 指定地方行政機関 (1) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部） イ <u>放射性物質事故</u>を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力 4 自衛隊 (略) (2) <u>放射性物質事故</u>を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力 5 指定公共機関及び指定地方公共機関 (1) 日本赤十字社（大分県支部） (略) ロ <u>放射性物質事故</u>を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力 (2) 大分県医師会、大分県薬剤師会、大分県放射線技師会、大分県看護協会 (略) ロ <u>放射性物質事故</u>を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力 ハ <u>医療救護</u>活動（避難退域時検査含む）実施への協力 第2節 被害想定 この章の「Ⅱ 原子力災害対策」の基礎とすべき災害は近隣の原子力発電所事故等により、放射性物質の拡散の影響が広範に及び、県内において放射性プルーム通過時の防護<u>対策</u>が必要となったとき又はそのおそれがあるときを想定する。 1 本県周辺地域に立地する原子力発電所 〈対象となる原子力発電所〉 令和<u>7</u>年4月1日現在	ニ <u>原子力災害</u>を想定した総合的な防災訓練への協力、参加 3 指定地方行政機関 (1) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部） イ <u>原子力災害</u>を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力 4 自衛隊 (略) (2) <u>原子力災害</u>を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力 5 指定公共機関及び指定地方公共機関 (1) 日本赤十字社（大分県支部） (略) ロ <u>原子力災害</u>を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力 (1) 大分県医師会、大分県薬剤師会、大分県放射線技師会、大分県看護協会 (略) ロ <u>原子力災害</u>を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力 ハ <u>原子力災害医療</u>活動（避難退域時検査含む）実施への協力 第2節 被害想定 この章の「Ⅱ 原子力災害対策」の基礎とすべき災害は近隣の原子力発電所事故等により、放射性物質の拡散の影響が広範に及び、県内において放射性プルーム通過時の防護<u>措置</u>が必要となったとき又はそのおそれがあるときを想定する。 1 本県周辺地域に立地する原子力発電所 〈対象となる原子力発電所〉 令和<u>8</u>年4月1日現在

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前					改正後				
発電所名	伊方発電所				発電所名	伊方発電所			
事業者名	四国電力株式会社				事業者名	四国電力株式会社			
所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3				所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3			
距離	約 45 k m				距離	約 45 k m			
設置番号	1 号機	2 号機	3 号機		設置番号	1 号機	2 号機	3 号機	
運転開始	S52. 9	S57. 3	H6. 12		運転開始	S52. 9	S57. 3	H6. 12	
備考	<u>H28. 5 運転終了</u>	<u>H30. 5 運転終了</u>	運転中		備考	<u>廃止措置中</u>	<u>廃止措置中</u>	運転中	
発電所名	玄海原子力発電所				発電所名	玄海原子力発電所			
事業者名	九州電力株式会社				事業者名	九州電力株式会社			
所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字朝湖 4112-1				所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字朝湖 4112-1			
距離	約 100 k m				距離	約 100 k m			
設置番号	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機	設置番号	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機
運転開始	S50. 10	S56. 3	H6. 3	H9. 7	運転開始	S50. 10	S56. 3	H6. 3	H9. 7
備考	<u>H27. 4 運転終 了</u>	<u>H31. 4 運転終了</u>	運転中	運転中	備考	<u>廃止措置中</u>	<u>廃止措置中</u>	運転中	運転中
第4節 原子力発電所事故応急対策					第4節 原子力発電所事故応急対策				
1 情報の収集・連絡活動					1 情報の収集・連絡活動				
(1) 緊急事態通報後の情報の収集、連絡					(2) 緊急事態通報後の情報の収集、連絡				
緊急事態区分	判断基準 (例)				緊急事態区分	判断基準 (例)			
警戒事態	立地市町村において震度6弱以上の地震、大津波警 <u>戒</u> が発令等				警戒事態	立地市町村において震度6弱以上の地震、大津波警 <u>報</u> が発令等			

大分県地域防災計画新旧対照表

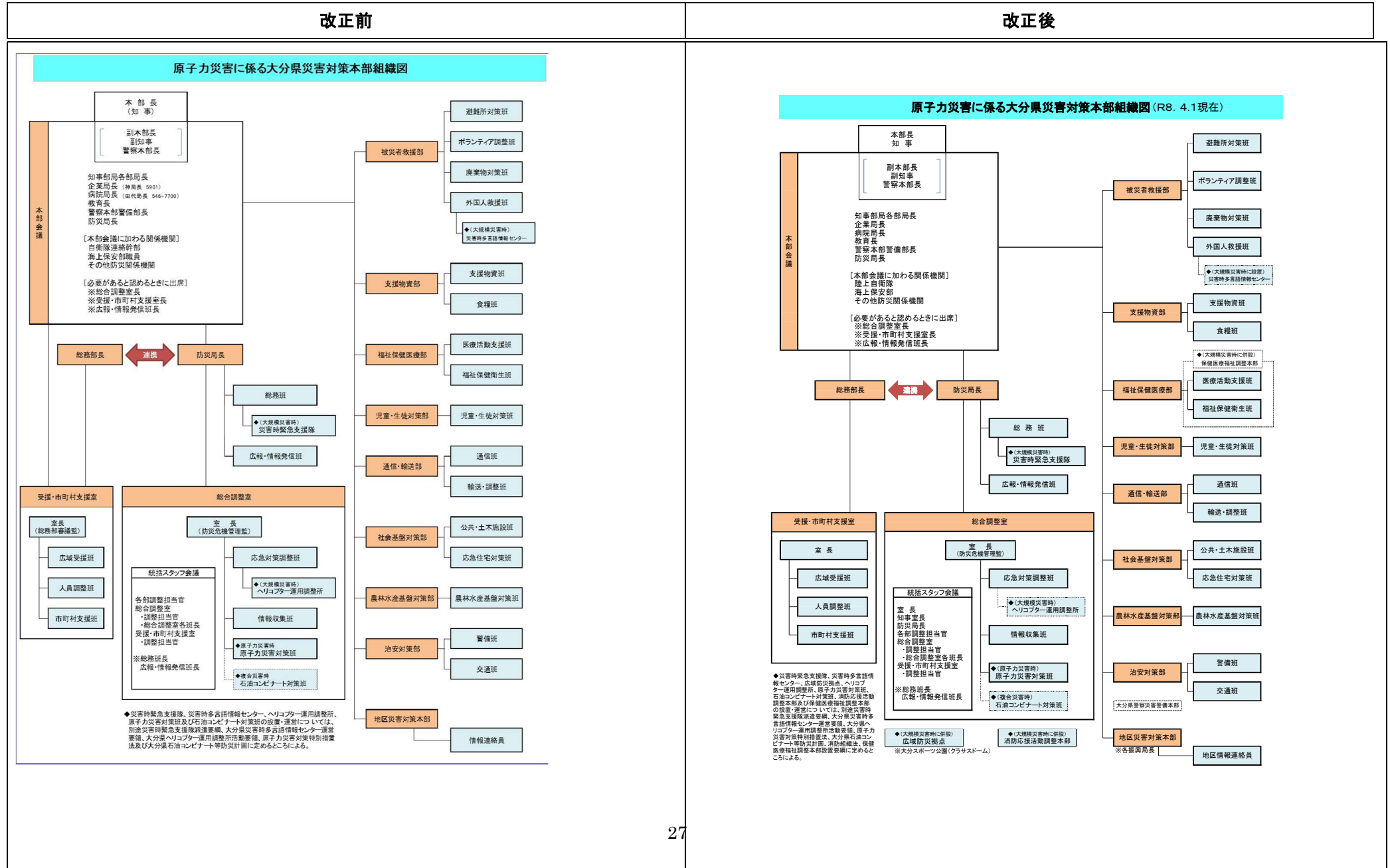
事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前		改正後	
施設敷地緊急 事態	原災法第10条に基づき通報を要する事態 ・ 原子炉冷却 <u>剤</u> の漏洩 (略)	施設敷地緊急 事態	原災法第10条に基づき通報を要する事態 ・ 原子炉冷却 <u>材</u> の漏洩 (略)
(2) 立地県への職員の派遣 県は、国から原子力緊急事態宣言が出され、<u>対策拠点施設</u>（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が設置された場合は、必要に応じて県災害対策本部の職員を派遣し、情報収集に努めるものとする。 3 活動体制の確立 (1) 県の活動体制		(2) 立地県への職員の派遣 県は、国から原子力緊急事態宣言が出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が設置された場合は、必要に応じて県災害対策本部の職員を派遣し、情報収集に努めるものとする。 3 活動体制の確立 (1) 県の活動体制	

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策



大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
4 緊急時モニタリングの実施 (1) 警戒事態・施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合 県は、原子力発電所での警戒事態・施設敷地内緊急事態の通報を受けた場合、県内への放射性物質の影響を把握するため、平時から実施している空間放射線量率の測定について、モニタリングポストで積極的な情報収集に努めるものとする。 5 屋内退避等の防護活動 (略) (4) 屋内退避等の実施 屋内退避等の防護措置を実施する場合は、(省略) 混乱しないよう速やかに実施する。	4 緊急時モニタリングの実施 (1) 警戒事態・施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合 県は、原子力発電所での警戒事態・施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、県内への放射性物質の影響を把握するため、平時から実施している空間放射線量率の測定について、モニタリングポストで積極的な情報収集に努めるものとする。 5 屋内退避等の防護活動 (略) (4) 屋内退避等の実施 屋内退避等の防護措置を実施する場合は、(省略) 混乱しないよう速やかに実施する。 <u>屋内退避中は、屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える屋内外の民間事業者等の活動は、屋内退避中にも実施できる。その際、国（原子力災害対策本部）から、放射性物質の放出見込みなど屋内退避中の一時的な外出等の行動判断に必要な情報を収集し、市町村へ提供するとともに、原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断された場合には、一時的な外出等を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を速やかに行うものとする。</u> <u>屋内退避は、実施後3日目を目安として継続の判断が行われ、また、それ以降は毎日継続の判断が行われるため、物資の不足等により生活の維持が困難となる場合や、プルームの長時間又は断続的な到来により屋内退避場所に屋外大気が流入して被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等に、原子力災害対策本部から避難への切替えの指示を受けた場合、県は、市町村に対して、指示のあった区域</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後														
6 健康相談及び医療救護活動の実施 県及び市町村は、近隣の原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散の影響が県内に及んだ場合、又はそのおそれがある場合は、必要に応じて住民の心身の健康保持の確保のため、住民等に対して健康相談や医療救護活動を実施する。 (1) 健康相談及び医療救護活動 (略) (除染を講じるための基準) <table><tr><th>基準の概要</th><th>初期設定値</th><th>防護措置の概要</th></tr><tr><td rowspan="2">外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td><td>β線：40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率)</td><td rowspan="2">避難者等を避難退域時検査して、基準を超える際は迅速に除染</td></tr><tr><td>β線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)</td></tr></table>	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要	外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難者等を避難退域時検査して、基準を超える際は迅速に除染	β 線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	<u>内の住民等へ指示を伝達するよう連絡するものとする。</u> 6 健康相談及び原子力災害医療活動の実施 県及び市町村は、近隣の原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散の影響が県内に及んだ場合、又はそのおそれがある場合は、必要に応じて住民の心身の健康保持の確保のため、住民等に対して健康相談や原子力災害医療活動を実施する。 (1) 健康相談及び原子力災害医療活動 (略) (除染を講じるための基準) <table><tr><th>基準の概要</th><th>初期設定値</th><th>防護措置の概要</th></tr><tr><td rowspan="2">外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td><td>β線：40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率)</td><td rowspan="2">避難者等を避難退域時検査して、基準を超える際は迅速に簡易除染等</td></tr><tr><td>β線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)</td></tr></table>	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要	外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難者等を避難退域時検査して、基準を超える際は迅速に簡易除染等	β 線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)
基準の概要	初期設定値	防護措置の概要													
外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難者等を避難退域時検査して、基準を超える際は迅速に除染													
	β 線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)														
基準の概要	初期設定値	防護措置の概要													
外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難者等を避難退域時検査して、基準を超える際は迅速に簡易除染等													
	β 線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)														
7 飲料水、飲食物の摂取制限等 (2) 飲食物の摂取制限及び出荷制限 飲食物のスクリーニングを実施すべき区域内において、飲食物の放射線濃度測定を行った結果、飲料水・飲食物の放射性物質による汚染度が、下	7 飲料水、飲食物の摂取制限等 (2) 飲食物の摂取制限及び出荷制限 飲食物のスクリーニングを実施すべき区域内において、飲食物の放射線濃度測定を行った結果、飲料水・飲食物の放射性核種濃度による汚染度が、下														

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
記に示す原子力災害対策指針の指標を超えるものは、国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。 第8章 危険物等災害対策 第2節 危険物等災害予防 2 危険物等施設の安全性の確保 危険物等の製造・貯蔵・取扱を行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、<u>県および市町村</u>は、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。 （1）危険物 ロ 県、市町村のとりべき措置 （ロ）<u>県及び市町村</u>は、製造所、<u>貯蔵所</u>等に対する立入検査<u>及び移送・運搬車両に対する路上立入検査</u>を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。 <u>県及び市町村</u>は、それぞれが規制する製造所等について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定例的な立入検査を行い、製造所等における災害の防止について積極的な指導を行うものとする。 （2）高圧ガス ロ 九州産業保安監督部、県、県警察本部、市町村の取るべき措置 ① <u>各事業者は</u>、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に<u>基づいて</u>、高圧ガスの製造、販売、移	記に示す原子力災害対策指針の指標を超えるものは、国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。 第8章 危険物等災害対策 第2節 危険物等災害予防 2 危険物等施設の安全性の確保 危険物等の製造・貯蔵・取扱を行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、<u>県及び市町村</u>は、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。 （1）危険物 ロ 県、市町村のとりべき措置 （ロ）<u>消防機関</u>は、製造所等に対する立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。 <u>消防機関</u>は、それぞれが規制する製造所等について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定例的な立入検査を行い、製造所等における災害の防止について積極的な指導を行うものとする。 （2）高圧ガス ロ 九州産業保安監督部、県、県警察本部、市町村の取るべき措置 ① 「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に<u>より</u>、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する基

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
動、消費等に関する<u>施設基準、運用</u>基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害等における保安の確保は事業者の自己責任のもとに行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等により、<u>その</u>促進を図るものとする。 (略) ③ 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害等に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災<u>指定</u>事業所の拡充、防災資機材の整備、<u>また</u>液化石油ガス販売事業者間の緊急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を促進する。 ④ 高圧ガス移動中の保安対策 防災<u>指定</u>事業所等の充実、同応援隊員の研修、防災資機材の配備、移動監視者の保安講習会の開催、高圧ガス移動車両防災訓練の実施、及び高圧ガス防災事業所、同連絡所自主門前集合訓練の実施等を促進する。 (イ) 県は、保安統括者及び<u>製造</u>保安係員等に対する保安教育講習の実施、高圧ガス設備に係る定期自主検査の指導等により、事業者による自主保安体制の推進を図るものとする。 (略) (ハ) 高圧ガス輸送車<u>の事故に備え、その順路付近の高圧ガス製造事業所等を防災指定事業所に指定し</u>、万一事故が発生した場合、<u>当該指定事業所の製造保安責任者等の協力を要請する(専門技術者)</u>。また、事故現場における措置については、県、警察、消防各関係機関及び防災指定事業所相互で、緊密な協力体制を<u>ととのえて</u>おくこととする。	準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害等における保安の確保は事業者の自己責任のもとに行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等により、<u>自主保安体制の整備</u>の促進を図るものとする。 (略) ③ 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害等に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災事業所の拡充、防災資機材の整備<u>及び</u>液化石油ガス販売事業者間の緊急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を促進する。 ④ 高圧ガス移動中の保安対策 防災事業所等の充実、同応援隊員の研修、防災資機材の配備、移動監視者の保安講習会の開催、高圧ガス移動車両防災訓練の実施、及び高圧ガス防災事業所、同連絡所自主門前集合訓練の実施等を促進する。 (イ) 県は、保安統括者及び保安係員等に対する保安教育講習の実施、高圧ガス設備に係る定期自主検査の指導等により、事業者による自主保安体制の推進を図るものとする。 (略) (ハ) 高圧ガス輸送車<u>に</u>万一事故が発生した場合、<u>事故現場付近の防災事業所連絡所に速やかに協力を要請することができるよう、高圧ガス移動車両防災訓練を実施する</u>。また、事故現場における措置については、県、警察、消防各関係機関及び防災指定事業所相互で、緊密な協力体制を<u>整えて</u>おくこととする。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
(二) 関係官庁の職員並びに派遣技術者は、警察、消防等関係者と事故現場に立ち入り調査等を実施できるものとする。 (4) 火薬類 イ 事業者の取るべき措置 事業者は、火薬類取締法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対しする手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。 第8章 危険物等災害対策 第3節 危険物等災害応急対策 3 災害の拡大防止 (2) 県、市町村、消防機関等のとるべき措置 県、市町村、消防機関等は、関係法の定めにより、事故現場への技術者派遣等による危険物等災害時の危険物等流出・拡散防止および除去、環境放射線モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。 また、防災指定事業所の派遣技術者は、警察、消防署等関係者に必要な措置を助言する。関係者は協議のうえ次の緊急措置を講ずるものとする。 6 危険物等の大量流出に対する応急対策 (2) 県および市町村のとるべき措置 県および市町村は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境放射線モニタリング、危険物等の処理等に必要	(二) 関係官庁の職員並びに派遣技術者は、警察、消防等関係者と事故現場に立ち入り調査等を実施できるものとする。 (4) 火薬類 イ 事業者の取るべき措置 事業者は、火薬類取締法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。 第8章 危険物等災害対策 第3節 危険物等災害応急対策 3 災害の拡大防止 (2) 県、市町村、消防機関等のとるべき措置 県、市町村、消防機関等は、関係法の定めにより、事故現場への技術者派遣等による危険物等災害時の危険物等流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。 また、防災事業所の派遣技術者は、警察、消防署等関係者に必要な措置を助言する。関係者は協議のうえ次の緊急措置を講ずるものとする。 6 危険物等の大量流出に対する応急対策 (2) 県及び市町村のとるべき措置 県及び市町村は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等に必要措置を講ず

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編
第5部 各種災害対策

改正前	改正後
な措置を講ずるものとする。	るものとする。